

## 公益社団法人今治地方観光協会ホームページバナー広告の表現について

公益社団法人今治地方観光協会（以下「当法人」という。）ホームページにバナー広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱、基準、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

### 1 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動き、又は誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与える記号類）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- (6) G I Fアニメーション

### 2 当法人ホームページとの差別化

閲覧者が当法人ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が当法人の事業であると錯覚するおそれがある表現を使用してはならない。

- (1) 「今治地方観光〇〇情報」、「お知らせ」など、ホームページに掲載することにより、当法人の事業であると誤認するおそれがあるもの
- (2) 当法人や行政機関等の関連施設を撮影した写真の使用
- (3) 当法人名を連想させる名称の使用
- (4) バナーの背景の色と当法人ホームページの背景の色の差がないもの

### 3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラストの解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

### 4 ここに記載のない項目や、ホームページ作成の新技术については、上記の方針に沿って個別に協議する。